

浦安市住宅セーフティネット方針の概要

1. 背景と目的

住宅確保要配慮者の状況

- ・高齢者の単身世帯が大幅増
- ・家賃滞納などへの不安から単身高齢者、生活保護受給者などに対して入居拒否感のある家主などが一定数存在

住宅ストックの状況

- ・総人口が減少する中で公営住宅の大幅増は見込めない
- ・民間の空き家・空き室は増加傾向

空き家・空き室を活用し、住宅セーフティネット機能を強化

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正

新たな住宅セーフティネット制度の3つの柱

- 1 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度
- 2 登録住宅の改修・入居への経済的支援
- 3 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

住生活基本計画（全国計画）の改定（抜粋）

住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

- ・住宅確保要配慮者の住まいの確保
- ・福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援

浦安市

重層的かつ柔軟な住宅セーフティネット制度の構築

各課の施策・事業を効果的かつ効率的に実施し、住宅確保要配慮者の特性に応じた住まいの確保や入居後の居住の安定が図られるよう、住宅セーフティネットのあり方や施策の方向性を示す「浦安市住宅セーフティネット方針」を策定する。

2. 方針の位置付け

「浦安市総合計画」及び部門別マスタープランを上位計画とし、住宅セーフティネット法第4条に規定される国の基本方針に基づき、新たな住宅セーフティネット制度の推進にあたり、各課が主体的かつ効果的、効率的に施策・事業に取り組むための考え方・方向性を示すものとする。

3. 基本的な考え方

本市においても少子高齢化に伴う人口減少の進展により、財源確保が益々難しくなると見込まれることから、住宅セーフティネットの大きな役割を担っている市営住宅の新設や建て替えによる新規供給が期待できない状況にある。その一方で、首都近郊の住宅都市として発展し、良質な住宅ストックを擁する本市では、空き家の多くが「賃貸用の住宅」として市場に流通しているが、住宅確保要配慮者に対しては、家賃滞納などの発生が懸念されるとして、賃貸住宅への入居が拒まれることが見受けられる。

このような状況から、住宅確保要配慮者の住宅確保に対しては、単に入居を促進するだけでなく、安心して暮らし続けられるよう、入居後の生活を見据えた入居の促進により入居後の生活の安定を確保することが大切であるとの考えの下、「居住支援」、「入居の促進」、「市営住宅の有効活用」を柱に、分野横断的な施策・事業の展開により空き家などの民間住宅ストックの活用を図り、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する「新たな住宅セーフティネット制度」の推進を図る。

4. 住宅確保要配慮者の範囲

法律で定める者

- ・低額所得者 ・被災者（発災後3年以内）
- ・高齢者 ・障がい者
- ・子ども（高校生相当まで）を養育している者

省令で定める者

- ・外国人 ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者 ・DV被害者
- ・北朝鮮拉致被害者 ・犯罪被害者
- ・矯正施設退所者 ・生活困窮者
- ・大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）

市で独自に追加する者

- ・浦安市営住宅の入居資格を有する者

5. 基本方針と施策の方向性

基本方針1 安心して暮らし続けられる居住の支援

住宅確保要配慮者が安心して暮らし続けられるよう、関係機関や関係団体との連携を強化し、住宅確保要配慮者の多様なニーズに沿った入居支援、住み続けられるための生活支援の充実を図ります。

＜施策の方向性1＞ 相談支援の充実

＜施策の方向性2＞ 生活支援の充実

＜施策の方向性3＞ 関係機関・関係団体との連携による居住支援

基本方針2 住まいの確保と円滑な入居の促進

民間賃貸住宅への円滑な入居が図られるよう、関係機関・関係団体との連携を強化し、住宅確保要配慮者の特性に応じた多様な住まいの供給やセーフティネット住宅の登録を促進します。

＜施策の方向性4＞ 多様な住まいの供給促進

＜施策の方向性5＞ セーフティネット住宅の登録促進

＜施策の方向性6＞ 関係機関・関係団体との連携による入居の円滑化

基本方針3 市営住宅ストックの有効活用

限られた市営住宅ストックを有効活用できるよう、住宅に困窮する低額所得者向けの賃貸住宅として、既存の市営住宅を適正に管理するとともに、市営住宅における入居の公平性を確保します。

＜施策の方向性7＞ 市営住宅の適正管理

＜施策の方向性8＞ 市営住宅における入居の公平性の確保

6. 住宅セーフティネットの推進に向けて

住宅セーフティネット制度を推進するためには、市、家主、不動産関係団体及び居住支援団体などの関係団体が密接な連携を構築し、相互に協力しながら取り組みを進めることが不可欠であり、併せて、国や県などの関係機関とも連携を図ることが求められる。

そのためには、行政の住宅部門と福祉部門がより一層の連携を図るほか、地域の多様な主体と緊密な連携を図りつつ、分野横断的に施策・事業を推進する。